重 要 事 項 説 明 書

スタンダードプラン

［特 別 高 圧 ・ 高 圧］

2026 年 10 月 1 日　実施

株式会社U－POWER

〔小売電気事業者登録番号：A0213〕

取 次 事 業 者　株式会社U－POWER
小売電気事業者　株式会社U－POWER BUSINESS MARKETING

2026年10月1日実施

U-POWER | U-NEXT HOLDINGS

重要事項説明書
スタンダードプラン[特別高圧・高圧]

- 本書は，電気事業法の定めにもとづき，株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ（以下「当社」といいます。）が，株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ ＢＵＳＩＮＥＳＳ ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ（以下「本小売電気事業者」といいます。）との取次ぎ契約にもとづき，お客さまとの間で電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結するにあたり大切な事項を記載したものです。
- 需給契約のお申込みにあたっては，本書を十分にお読みいただき，その内容をご理解いただいたうえで，お申し込みいただきますようお願い申し上げます。
- 需給契約に関する詳細または本書に記載のない事項につきましては，当社の「電気取次約款[特別高圧・高圧]スタンダードプラン」（以下「取次約款」といいます。）または当社所定の電気需給契約申込書等の契約書面（以下「契約書面」といいます。）をご確認ください。
- 電気事業法第 2 条の 13 第 1 項に定める供給条件の説明，同法第 2 条の 13 第 2 項に定める契約締結前交付書面の交付および同法第 2 条の 14 第 1 項に定める契約締結後交付書面の交付について，同法施行令第 2 条第 1 項ならびに同法施行規則第 3 条の 14 および第 3 条の 15 に則り，書面に代えて，当社が指定したウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールによる方法その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行なうことについて，お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。

1 お申込みの方法
- 当社所定の申込書その他当社が指定した方法により，お申込みをしていただきます。

2 需給契約の契約期間
- 契約書面に定めた期間といたします。
- 需給契約の契約期間満了日の 3 月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は，需給契約は，原則として契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

3 小売供給開始予定日
- お客さまと当社との協議により定めた日とし，詳細は，契約書面に定めるところによります。
- 天候，用地交渉，停電交渉等やむをえない理由によって，あらかじめ定めた小売供給開始予定日に電気を小売供給できないことが明らかになった場合は，お客さま，本小売電気事業者およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）と協議のうえ，あらためて小売供給開始予定日を定めるものといたします。

4 契約電力の決定方法
- 契約電力の決定方法は，次のとおりといたします。

契約電力が 500 キロワット以上の場合（協議制）	お客さまが使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
契約電力が 500 キロワット未満の場合（実量制）	各月の契約電力は，原則としてその 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

5 供給エリア
- 供給エリアは，次のとおりといたします。ただし，電気事業法に定める離島は対象外といたします。

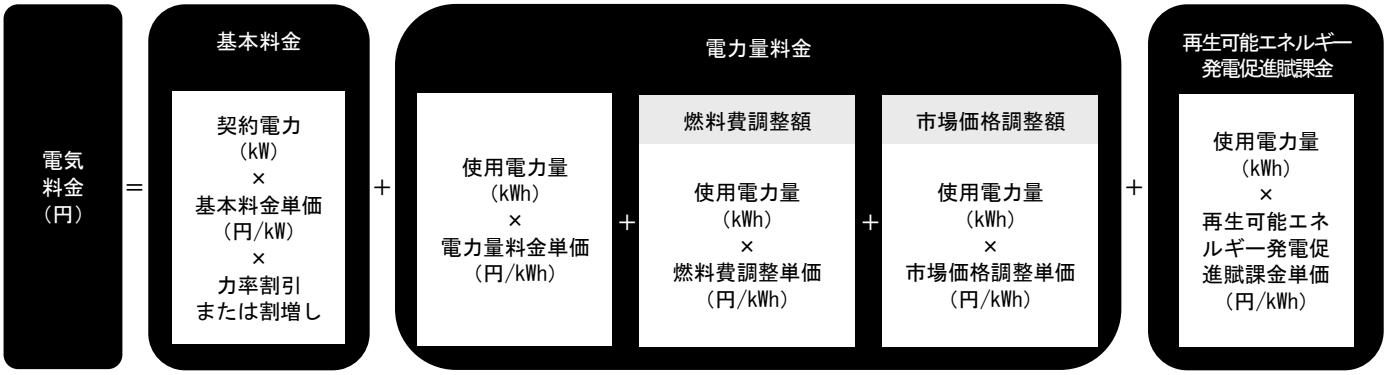
供給エリア	対象となる地域
関東エリア	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県

6 供給電気方式，供給電圧および周波数
- 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびこれらに関連するその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

7 電気料金の算定方法および電気料金単価 〔凡例：キロワット時＝kWh，キロワット＝kW〕

【電気料金の算定方法】

- 電気料金は，基本料金，電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし，算定方法は，契約種別に応じて，次のとおりといたします。なお，電力量料金は，燃料費調整額および市場価格調整額を加えたものといたします。
- 燃料価格および一般社団法人日本卸電力取引所（以下「ＪＥＰＸ」といいます。）のスポット約定価格（以下「約定価格」といいます。）により，電気料金は変動いたします。
- 燃料価格またはＪＥＰＸ約定価格が安価になる場合は，燃料費調整単価または市場価格調整単価（以下「調整単価」といいます。）が負の金額となり電気料金が安くなる一方，燃料価格またはＪＥＰＸ約定価格が上昇した場合は，調整単価が正の金額となり電気料金が高くなることがあります。なお，この調整単価に上下限はありません。



※ 常時供給分の基本料金は，1月につき契約書面に定めた基本料金単価を適用し，契約電力にもとづき算定いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
※ 予備電力の基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，1月につき契約書面に定めた基本料金単価を適用し，契約電力にもとづき算定いたします。
※ 自家発補給電力の基本料金は，電気の使用の有無に応じて，1月につき契約書面に定めた使用月に係る基本料金単価または不使用月に係る基本料金単価を適用し，契約電力にもとづき算定いたします。
※ 電力量料金は，契約種別に応じて，契約書面に定めた電力量料金単価を適用し，その1月の使用電力量にもとづき算定いたします。
※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，法令にもとづき毎年度公表された値といたします。また，料金の算定は，円未満を切り捨てます。

【電気料金単価】

- 電気料金単価は，契約書面に定めるところによります。

【燃料費調整額】

- 燃料費調整額は，その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定いたします。
- 燃料費調単価は，次の(1)～(4)の条件および算定式にもとづき算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，供給エリアごとに，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

係数	関東エリア	中部エリア
α	0.6928	0.6967
β	0.2141	0.2113
γ	0.0000	0.0000

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。ただし，託送約款等に定める供給地点に係る供給側計量期間（以下「計量期間等」といいます。）の始期が毎月初日のお客さまの各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，あらかじめお客さまにお知

らせした場合または契約書面に定める場合を除き，次の燃料費調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合は，2 月 29 日までの期間）
毎年 5 月の料金に係る計量期間等	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 6 月の料金に係る計量期間等	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 7 月の料金に係る計量期間等	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年 8 月の料金に係る計量期間等	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 9 月の料金に係る計量期間等	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 10 月の料金に係る計量期間等	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は，供給エリアごとに，次のとおりといたします。

供給エリア	基準燃料価格
関東エリア	54,000 円
中部エリア	70,000 円

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，供給電圧ごと，かつ，供給エリアごとに，次のとおりといたします。

供給エリア	供給電圧	基準燃料単価（1kWh につき）
関東エリア	特別高圧	8 銭 4 厘
	高圧	8 銭 6 厘
中部エリア	特別高圧	8 銭 6 厘
	高圧	8 銭 8 厘

(4) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，供給エリアごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準燃料単価}}{1,000}$$

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，各月ごとに定めた燃料費調整単価等を，原則として当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。

(6) 基準燃料価格等の変更

当社は，平均燃料価格算定に係る係数，基準燃料価格または基準燃料単価を年度ごとまたは半期ごとに見直すことがあります。この場合，原則としその当該年度または当該半期が開始となる 2 月前までに，当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。なお，当社から別段のお知らせを行なわない限り，直前の適用期間の平均燃料価格算定に係る係数，基準燃料価格または基準燃料単価を継続して適用するものといたします。

【市場価格調整額】

- 市場価格調整額は，その 1 月の時間帯別の使用電力量に時間帯別に算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお，時間帯は次のとおりといたします。

朝時間	午前 8 時から午後 1 時までの時間（休日等を除く）	**休日等** 日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日
昼時間	午後 1 時から午後 4 時までの時間（休日等を除く）	
晩時間	午後 4 時から午後 10 時までの時間（休日等を除く）	
夜時間	朝時間，昼時間および晩時間以外の時間	

- 市場価格調整単価は，次の(1)～(4)の条件および算定式にもとづき算定いたします。

(1) 平均市場価格

1kWh 当たりの時間帯別の平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，供給エリアごとに，各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1kWh 当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお，平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，次のとおりといたします。ただし，計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，あらかじめお客さまにお知らせした場合または契約書面に定める場合を除き，次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

市場価格調整単価適用期間	平均市場価格算定期間
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合は，2 月 29 日までの期間）
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 5 月の料金に係る計量期間等	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 6 月の料金に係る計量期間等	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年 7 月の料金に係る計量期間等	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 8 月の料金に係る計量期間等	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 9 月の料金に係る計量期間等	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 10 月の料金に係る計量期間等	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間

(2) 基準市場価格

基準市場価格は，供給エリアごとに，原則として年度ごともしくは半期ごとに設定し，次のとおりといたします。

供給エリア	基準市場価格（1kWh につき）
関東エリア	11 円 60 銭
中部エリア	12 円 59 銭

(3) 基準市場単価

基準市場単価は，平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし，供給エリアごと，供給電圧ごとおよび市場価格調整単価適用期間ごとに設定し，当社が適切と判断した方法により，あらかじめお客さまにお知らせいたします。

(4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は，時間帯別に，次の算式によって供給エリアごとに算定された値といたします。
なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価　＝（平均市場価格－基準市場価格）× 基準市場単価

(5) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は，供給エリアごとに，各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1kWh 当たりの単純平均スポット市場価格および市場価格調整単価を，原則として当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。

(6) 基準市場価格等の変更

当社は，基準市場価格もしくは基準市場単価を原則として年度ごとまたは半期ごとに見直すことがあります。この場合，原則としてその当該年度または当該半期が開始となる 2 月前までに，当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。なお，当社から別段のお知らせを行なわない限り，直前の適用期間の基準市場価格もしくは基準市場単価を継続して適用するものといたします。

8 使用電力量等の計量ならびに料金の算定期間等

- 使用電力量等は，当該一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。ただし，計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は，原則として託送約款等に定めるところによるものといたします。
- 料金の算定期間は，計量期間等とし，原則として前月の検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）から当月の検針日等の前日までの期間を「1 月」といたします。
- 電気の小売供給を開始した場合，需給契約を終了した場合または料金の算定期間中に料金を変更する場合等においては，取次約款の定めにもとづき，料金の日割計算をいたします。
- 料金の支払義務は，検針日等に発生いたします。ただし，需給契約を終了した場合は，当該終了した日といたします。なお，特別の事情により需給契約の終了の日以後に検針または計量値の確認が行なわれる場合は，当該検針または計量値の確認を行なった日といたします。
- 料金の支払期日は，原則として支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

9 お客さまにご負担いただく場合がある費用

- お客さまが電気料金の支払期日を経過してもなお支払われない場合は，当社は，支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて，年 10 パーセントの「延滞利息」を申し受けることがあります。
- 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合は，当社は，契約超過電力（その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値）に基本料金単価を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，「契約超過金」として申し受けます。
- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気をご使用され，電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を「違約金」としてお客さまから申し受けます。
- 需給契約の開始または変更等にともない，当該一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し，または変更する場合で，当該一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづく工事費負担金等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を「工事費負担金等相当額」として申し受けます。
- お客さまが契約電力を新たに設定または増加した後，1 年に満たないで需給契約を廃止または契約電力を減少しようとする場合において，当該一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづく料金等の精算を受けたときは，当社は，精算を受けた金額に相当する金額を「精算金」として申し受けます。

10 料金その他の支払方法

- 電気料金については毎月，その他（延滞利息，契約超過金，違約金，工事費負担金等相当額，解約違約金等）についてはそのつど，契約書面に定める方法または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

11 需給契約の変更または解約等

【お客さまからの申出による需給契約の変更または解約】

- 需給契約の変更または解約等を希望する場合は，当社所定の申込み方法により，お申込をしていただきます。ご希望の内容に応じて，申込書その他の必要な手続きをご案内いたしますので，当社（本書末尾のお問合せ先）までご連絡ください。
- お客さまが需給契約の変更を希望される場合は，取次約款に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし，契約電力の変更をされる場合は，申込みをされた日以後，原則として最初に到来する計量期間の始期から適用いたします。
- お客さまが需給契約の解約を希望される場合は，原則として解約希望日の 3 月前までに，当社に通知していただきます。

【当社からの申出による需給契約の変更または解除】

- 当社は，次のいずれかに該当する場合，およびお客さまの電気の使用状況が大幅に変更になる場合等において，当社が必要と合理的に判断したときは，契約期間満了前にかかわらず，需給契約を変更すること等ができるものといたします。
 ① 託送約款等が変更された場合
 ② 法令，条例，規則等が制定または改廃された場合
 ③ 消費税等相当額の税率が変更された場合
 ④ 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が定める定款，業務規程または送配電等業務指針およびこれに関連する規定等が変更された場合
 ⑤ 広域機関が算定する容量市場における供給力の確保に係る拠出金が変更された場合
 ⑥ ＪＥＰＸの電力取引価格の高騰や電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等が発生した場合
 ⑦ その他当社が必要と合理的に判断した場合
 なお，需給契約の変更にあたっては，次のとおり取扱うものといたします。
 (1) 当社は，変更後の内容およびその適用開始予定日を事前に当社が適切と判断した方法により，お客さまに通知（以下「変更通知」といいます。）いたします。
 (2) お客さまと当社とは，変更後の内容およびその適用開始日について，変更通知に定める適用開始予定日の 2 月前（ただし，①，②または③による場合は，この限りではなく，以後同様といたします。）までに，これを合意するものといたします。
 (3) (2)にかかわらず，変更通知に定める適用開始予定日の 2 月前までに，変更後の内容およびその適用開始日についてお客さまが合意されない場合には，当社は，変更通知を当社が適切と判断した方法により提供した日から 2 月を経過した日（ただし，①，②または③による場合は，この限りではありません。）をもって，当該需給契約を解約できるものといたします。なお，この場合には，お客さまはＵＰＧＭ以外の小売電気事業者に対して電気の小売供給を申込み，当社は，その手続に必要な協力を行なうものといたします。
 (4) 変更通知に定める適用開始予定日の 2 月前までに，お客さまが当社に異議を申立てない場合，または(3)による需給契約の解約が行なわれない場合には，当社は，お客さまが変更通知に定められた内容を合意されたものとみなし，変更通知に定める変更後の内容を当該適用開始予定日より適用するものといたします。

- お客さまが次のいずれかに該当する場合または該当すると当社が判断した場合は，当社は，需給契約を解約することがあります。なお，この場合，当社は，原則として解約の 15 日前までに，お客さまにその旨をお知らせいたします。ただし，次の⑤，⑥，⑦または⑧に該当する場合は，当社は，何ら催告を要することなく，需給契約を解除するものといたします。
 ① 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
 ② 電気料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合
 ③ 他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の電気料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合
 ④ 電気料金以外の債務（延滞利息，契約超過金，違約金，工事費負担金等相当額，解約違約金その他取次約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 ⑤ 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等，支払停止状態に陥った場合
 ⑥ 破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 ⑦ 強制執行または担保権の実行として競売の申立てを受けた場合
 ⑧ 公租公課の延滞処分を受けた場合
 ⑨ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が合理的に認めた場合
 ⑩ 取次約款に反した場合

【中途解約等にともなう解約違約金】

- 需給契約の契約期間中において，お客さまの都合またはお客さまの責めに帰すべき事由により需給契約を中途解約する場合，当社は，次の算式により算定した解約違約金を申し受けます。ただし，供給開始月または需給契約の終了月が日割計算により算定される場合には，当該月は解約違約金の算定に含まれないものといたします。

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{需給契約にもとづき算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times \text{需給契約の残存期間} \times 20\ \text{パーセント}$$

- 需給契約の更新後に，お客さまの都合により電気の使用を廃止される場合において，当該廃止期日の 3 月前までにお客さまから当社に通知がなされないときは，当社は，次の算式により算定した解約違約金を申し受けます。なお，この場合の解約違約金は，お客さまからの廃止の通知が当社になされた時期に応じて算定いたします。

A) 廃止期日の 1 月前となった場合または廃止期日が経過するまで何ら通知がない場合

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{需給契約にもとづき廃止期日の 1 月前までの 1 年間に算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times 2\ \text{月} \times 20\ \text{パーセント}$$

B) 廃止期日の 2 月前となった場合

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{需給契約にもとづき廃止期日の 2 月前までの 1 年間に算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times 1\ \text{月} \times 20\ \text{パーセント}$$

- お客さまの責めに帰すべき事由により，当社が需給契約を解約または解除した場合には，当社は，次の算式により算定した解約違約金を申し受けます。

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{解約日または解除日の属する月の前月までの 1 年間に算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times 2\ \text{月} \times 20\ \text{パーセント}$$

12 託送約款等に定められたお客さまの責任に関する事項（ご協力いただきたい事項）

- 当社もしくは本小売電気事業者または当該一般送配電事業者が需給契約の遂行上，需要場所への立ち入りが必要と認める場合，または当該一般送配電事業者の計量器の確認や保安のために必要なお客さまの電気工作物の

確認もしくは検査等を実施する旨の要請があった場合には，お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

- お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。
 ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 ② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 ⑤ その他①，②，③または④に準ずる場合
- 次の場合，お客さまは，当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 ① お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 ② お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

13 非化石証書の使用による小売供給の特性

- 非化石証書を使用することにより，お客さまの小売供給に係る電気が実質的に再生可能エネルギー10 パーセントで調達した電気となります。なお，使用する非化石証書の種類および小売供給する電源構成は，当社が適切と判断した方法により公表いたします。

14 その他

- お客さまは，需給契約を履行する以外の目的で，需給契約の内容および需給契約にもとづく契約書面および取引に関する情報を，第三者に開示してはならないものといたします。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替えた場合，ご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは，現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険が生じた場合，電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合その他取次約款もしくは託送約款等に反した場合等には，電気の小売供給を停止することがあります。
- 当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある等の場合には，電気の小売供給を中止または電気の使用を制限することがあります。
- 本書は，需給契約に関するすべての供給条件を記載しているものではありません。記載のない事項については，取次約款または契約書面をご確認ください。
- 取次約款の定めと契約書面の記載内容が異なる場合には，契約書面の記載内容が優先して適用されます。
- 当社は，お客さまの個人情報を取り扱う場合には，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他適用のある法令，ガイドライン，当社の定める「個人情報の取扱いについて」（https://u-power.jp/privacypolicy/）および「小売電気事業分野における個人情報の取扱いについて」（https://u-power.jp/retailelectricity-privacypolicy/）にもとづき取り扱いいたします。

15 取次事業者および小売電気事業者の名称およびお問合せ先等

取次事業者	名　　称	株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ
	小売電気事業者登録番号	Ａ0213
	住　　所	東京都品川区上大崎三丁目１番１号
	電　話　番　号 および受付時間	TEL：0120-844-816 受付時間：午前 10 時から午後 6 時（土日祝・年末年始を除く）
	お問合せフォーム	https://u-power.jp/inquiry/

小売電気事業者	名　　称	株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ ＢＵＳＩＮＥＳＳ ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ
	小売電気事業者登録番号	Ａ0458
	住　　所	東京都品川区上大崎三丁目１番１号
	電　話　番　号 および受付時間	TEL：03-6823-1715 受付時間：午前 10 時から午後 6 時（土日祝・年末年始を除く）
	お問合せフォーム	https://upbm.jp/form/contact.html

以上